

# 算定基礎届の提出について

本年も、算定基礎届を提出していただく時期となりました。  
 被保険者が実際に受ける報酬と、既に決定されている「標準報酬月額」がかけはなれないように毎年1回原則として7月1日現在の被保険者全員(6月1日以降資格取得者は除外)について、4月・5月・6月に受けた報酬の届出を行い、その年の9月以降の標準報酬月額を決定します。  
 この決定を「定時決定」といい、そのために保険者(年金事務所・健康保険組合)に提出する届書を「算定基礎届」といいます。

今年度は「定時決定」および「随時改定」の取扱いについて、一部変更があります。詳細は、メール・冊子をご覧ください。

## 算定基礎届提出方法

★ 健保組合からは送付いたしません。

健保組合からは、算定基礎届の用紙及びフロッピーディスクはご送付いたしません。年金事務所より送付された用紙等をご利用下さい。  
 ※年金事務所より、用紙等が届かない場合には当健保組合にご連絡下さい。「算定基礎届」は専用様式の書面による届出と、フロッピーディスクによる届出と2通りの方法があります。  
 健康保険提出用・厚生年金提出用を、それぞれ1部ずつ作成して下さい。

## 1. 磁気媒体(FD)でお届けの場合

社会保険届書作成プログラムの「健康保険組合情報登録」が未登録の場合は、必ずご登録の上作成して下さい。  
 登録方法はホームページ参照 (<http://www.itkenpo.jp>) 下さい。  
 なお、ご不明の場合は健保組合にお問い合わせ下さい。

- ① 算定基礎届総括表……… 厚生年金用のコピー
- ② 磁気媒体届書総括票……… 作成(代表者印を押印)
- ③ FD……… 作成
- ④ 総括表附表……… 厚生年金用のコピー

## 2. 用紙でのお届けの場合

厚生年金用の書類を作成後、健保用にすべてコピーし(押印前)、代表者印を直接押印してください。

- ① 算定基礎届総括表……… 厚生年金用のコピー
- ② 算定基礎届……… 厚生年金用のコピー(代表者印を押印)
- ③ 総括表附表……… 厚生年金用のコピー(代表者印を押印)

## ご提出期限

平成23年7月11日(月)当健保組合必着にてお願いいたします。

## 届出対象者

7月1日現在、在籍する全被保険者です。

ただし、次に該当する人は「定時決定」の対象外となりますので、「算定基礎届」の提出は必要ありません。

- ・本年6月1日以降に被保険者となった人
- ・7月または8月に被保険者資格を喪失する人(「算定基礎届総括表」に氏名等記入)
- ・7月・8月・9月いずれかの月から随時改定が行われる人  
 (「算定基礎届総括表」の該当欄に氏名等記入)

# 備考欄に記載のお願い

★ 従前と改定後に2等級以上の差がある場合

## 【固定的賃金の変動がない場合】

・月額変更に該当しません。非固定的賃金(残業等)のみが変動した方につきましては必ず「算定基礎届」の備考欄に「固定給の変動なし」とご記入ください。

(ア) 健康保険被保険者証の番号	(イ) 被保険者の氏名	(ウ) 生年月日	(エ) 種別	(オ) (カ) 従前の標準報酬月額	(キ) 従前の改定月・原因	
報酬月額				(シ) 支払基礎日数17日以上 の月の報酬月額の総計	(ス) 適用年月	(ツ) 備考
(ク) 算定対象月の 報酬支払 基礎日数	(ケ) 金銭(通貨)に よるものの額	(コ) 現物による ものの額	(サ) 合計	(セ) 平均額	(ソ) 修正平均額	※ 遡及支払額 ・昇(降)給差 ・昇(降)給月
健康証番号(厚生整理番号) 氏名	明大昭平	19501109	1・2・3 5・6・7	健康の従前 千円 厚年の従前 千円	千円	※ 年 月
21	健保 太郎			2 6 0	2 6 0	備考
支払基礎日数	4月 30日	291,400	291,400	883,300	2 3 年 9 月	遡及支払額 ・昇(降)給差 ・昇(降)給月
5月 31日	289,700	289,700	294,433	平均	修正平均	
6月 30日	302,200	302,200	3 0 0	健康の決定 千円 厚年の決定 千円	千円	※ 送付

必ず  
ご記入  
下さい

## 【固定的賃金の変動がある場合】

・「月額変更届」ご提出の際は、備考欄の昇(降)給差・昇(降)給年月をご記入下さい。

(ア) 健康保険被保険者証の番号	(イ) 被保険者の氏名	(ウ) 生年月日	(エ) 種別	(オ) (カ) 従前の標準報酬月額	(キ) 従前の改定月・原因	
報酬月額				(シ) 支払基礎日数17日以上 の月の報酬月額の総計	(ス) 適用年月	(ツ) 備考
(ク) 算定対象月の 報酬支払 基礎日数	(ケ) 金銭(通貨)に よるものの額	(コ) 現物による ものの額	(サ) 合計	(セ) 平均額	(ソ) 修正平均額	※ 遡及支払額 ・昇(降)給差 ・昇(降)給月
健康証番号(厚生整理番号) 氏名	明大昭平	19501109	1・2・3 5・6・7	健康の従前 千円 厚年の従前 千円	千円	※ 年 月
21	健保 太郎			2 6 0	2 6 0	備考
支払基礎日数	4月 30日	291,400	291,400	883,300	2 3 年 9 月	遡及支払額 ・昇(降)給差 ・昇(降)給月
5月 31日	289,700	289,700	294,433	平均	修正平均	
6月 30日	302,200	302,200	3 0 0	健康の決定 千円 厚年の決定 千円	千円	※ 送付

必ず  
ご記入  
下さい

その他の事例につきましては、当健保組合のホームページを参照下さい。  
 (TOPページ→新着情報→「算定基礎届に関するご案内」)

## 【月額変更届提出対象場合】

・下記の表をご参照の上、月額変更該当・不該当をご確認ください。  
 ・月額変更に該当する方につきましては、別途、「月額変更届」をご提出下さい。  
 ※7月月額変更該当者についても月額変更届をご提出下さい。  
 ※8月または9月に月額変更される方は「算定基礎届総括表」に被保険者証番号・氏名をご記入下さい。

また、昨年(平成22年)8月以降未提出の月額変更届がございましたら、併せてご提出下さい。  
 なお、一時帰休による月額変更届については、健保組合までお問合せください。

表【参照1】ケース別固定的賃金の変動と月額変更届出(支払基礎日数の要件を満たしている場合)

報酬	固定的賃金	↑	↑	↑	↓	↓	↓
報酬	非固定的賃金	↑	↓	↓	↓	↑	↑
3ヶ月の報酬の平均額 (2等級以上の差)		↑	↑	↓	↓	↓	↑
月額変更 (随時改定)		○	○	×	○	○	×

※当健保組合にて確認・点検後、賃金台帳・出勤簿等ご提出いただく場合がございますので、よろしくお願いたします。